

| 法的 実施根拠 | あり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---|------------------------------------|------------------------------------|----|-------------|------|------------------|---|------|------------------------------------|---|------|------------------------------------|-------------|------|------------------------------------|---|------|------------------------------------|-------------|------|------------------------------------|
| 根拠法令 抜粋 | <p>地方税法 (固定資産の評価) 第四百九条 固定資産評価員は、前条の規定による実地調査の結果に基づいて当該市町村に所在する土地又は家屋の評価をする場合においては、次の表の上欄に掲げる土地又は家屋の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格によって、当該土地又は家屋の評価をしなければならない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="316 508 820 555">土地又は家屋の区分</th> <th data-bbox="820 508 1002 555">年度</th> <th data-bbox="1002 508 1458 555">価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="316 555 820 607">基準年度の土地又は家屋</td> <td data-bbox="820 555 1002 607">基準年度</td> <td data-bbox="1002 555 1458 607">当該土地又は家屋の基準年度の価格</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 607 820 725">基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの</td> <td data-bbox="820 607 1002 725">第二年度</td> <td data-bbox="1002 607 1458 725">当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 725 820 844">基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第三項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの</td> <td data-bbox="820 725 1002 844">第三年度</td> <td data-bbox="1002 725 1458 844">当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 844 820 931">第二年度の土地又は家屋</td> <td data-bbox="820 844 1002 931">第二年度</td> <td data-bbox="1002 844 1458 931">当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 931 820 1052">第二年度の土地又は家屋で第三百四十九条第五項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの</td> <td data-bbox="820 931 1002 1052">第三年度</td> <td data-bbox="1002 931 1458 1052">当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1052 820 1140">第三年度の土地又は家屋</td> <td data-bbox="820 1052 1002 1140">第三年度</td> <td data-bbox="1002 1052 1458 1140">当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格</td> </tr> </tbody> </table> | 土地又は家屋の区分 | 年度 | 価格 | 基準年度の土地又は家屋 | 基準年度 | 当該土地又は家屋の基準年度の価格 | 基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第二年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | 基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第三項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | 第二年度の土地又は家屋 | 第二年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | 第二年度の土地又は家屋で第三百四十九条第五項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | 第三年度の土地又は家屋 | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 |
| | 土地又は家屋の区分 | 年度 | 価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 基準年度の土地又は家屋 | 基準年度 | 当該土地又は家屋の基準年度の価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第二年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第三項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第二年度の土地又は家屋 | 第二年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第二年度の土地又は家屋で第三百四十九条第五項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三年度の土地又は家屋 | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事務事業概要書

| | | | |
|-------|--------------|------|------|
| 部名 | 市民部 | 課かい名 | 資産税課 |
| 事務事業名 | 土地課税資料調査収集業務 | | |

| | |
|------|--|
| 事業概要 | <p>課税事務のために必要な、航空写真の撮影、状況類似地域・主要な街路・標準宅地の見直し結果、分合筆登記等を固定資産評価システムに反映し、ソフトウェア及び周辺機器を活用し、調査資料を作成する業務です。</p> |
|------|--|

| | 活動名 | 活動種別 | 活動時期 | | | | | | | | | | | | |
|----|-----------------------------------|---------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|---|
| | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| | | | 7 | 7 | 9 | 10 | 11 | 11 | 12 | 12 | 12 | 15 | 7 | 8 | |
| 1 | 固定資産評価システム契約（5年に1回） | 事務作業全般 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 2 | 測量図により地番図データを修正 | 事務作業全般 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| 3 | 登記情報を土地課税台帳に反映 | 事務作業全般 | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| 4 | 分合筆調査用図面作成 | 事務作業全般 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| 5 | 分合筆実地調査 | 現場調査・訪問 | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| 6 | 路線価格（時点修正）の算定 | 事務作業全般 | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| 7 | 鑑定結果等を反映した課税データの作成 | 事務作業全般 | | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 8 | 航空写真共同入手事業関係団体との調整 | 庁外調整・会議 | ■ | | | | ■ | | ■ | | | ■ | | ■ | ■ |
| 9 | 航空写真の撮影・検品 | 事務作業全般 | | | | | | | | | | | ■ | | ■ |
| 10 | 航空写真のシステムへの反映 | 事務作業全般 | | | | | | | | | | | ■ | ■ | ■ |
| 11 | 航空写真の評価事務への反映 | 事務作業全般 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 12 | 航空写真の現地調査等への利用 | 事務作業全般 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 13 | 航空写真の庁内関係課への提供 | 事務作業全般 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 14 | 状況類似地域・主要な街路・標準宅地・調査結果資料のシステムへの反映 | 事務作業全般 | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| 15 | 不動産鑑定評価の課税資料への反映 | 事務作業全般 | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | |

| | |
|------------|----|
| 法的 実施根拠 | あり |
|------------|----|

地方税法

(固定資産の評価)

第四百九条 固定資産評価員は、前条の規定による実地調査の結果に基づいて当該市町村に所在する土地又は家屋の評価をする場合においては、次の表の上欄に掲げる土地又は家屋の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格によって、当該土地又は家屋の評価をしなければならない。

| 土地又は家屋の区分 | 年度 | 価格 |
|---|------|------------------------------------|
| 基準年度の土地又は家屋 | 基準年度 | 当該土地又は家屋の基準年度の価格 |
| 基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第二年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 |
| 基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第三項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 |
| 第二年度の土地又は家屋 | 第二年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 |
| 第二年度の土地又は家屋で第三百四十九条第五項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 |
| 第三年度の土地又は家屋 | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 |

根拠法令
抜粋

| 法的 実施根拠 | あり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------------------------------------|------------------------------------|----|-------------|------|------------------|---|------|------------------------------------|---|------|------------------------------------|-------------|------|------------------------------------|---|------|------------------------------------|-------------|------|------------------------------------|
| 根拠法令 抜粋 | <p>・ 地方税法</p> <p>(固定資産の評価)</p> <p>第四百九条 固定資産評価員は、前条の規定による実地調査の結果に基づいて当該市町村に所在する土地又は家屋の評価をする場合においては、次の表の上欄に掲げる土地又は家屋の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格によって、当該土地又は家屋の評価をしなければならない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>土地又は家屋の区分</th> <th>年度</th> <th>価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準年度の土地又は家屋</td> <td>基準年度</td> <td>当該土地又は家屋の基準年度の価格</td> </tr> <tr> <td>基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの</td> <td>第二年度</td> <td>当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格</td> </tr> <tr> <td>基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第三項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの</td> <td>第三年度</td> <td>当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格</td> </tr> <tr> <td>第二年度の土地又は家屋</td> <td>第二年度</td> <td>当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格</td> </tr> <tr> <td>第二年度の土地又は家屋で第三百四十九条第五項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの</td> <td>第三年度</td> <td>当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格</td> </tr> <tr> <td>第三年度の土地又は家屋</td> <td>第三年度</td> <td>当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格</td> </tr> </tbody> </table> | 土地又は家屋の区分 | 年度 | 価格 | 基準年度の土地又は家屋 | 基準年度 | 当該土地又は家屋の基準年度の価格 | 基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第二年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | 基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第三項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | 第二年度の土地又は家屋 | 第二年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | 第二年度の土地又は家屋で第三百四十九条第五項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | 第三年度の土地又は家屋 | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 |
| | 土地又は家屋の区分 | 年度 | 価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 基準年度の土地又は家屋 | 基準年度 | 当該土地又は家屋の基準年度の価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第二年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第三項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第二年度の土地又は家屋 | 第二年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第二年度の土地又は家屋で第三百四十九条第五項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三年度の土地又は家屋 | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tbody> <tr> <td>基準年度の土地又は家屋</td> <td>基準年度</td> <td>当該土地又は家屋の基準年度の価格</td> </tr> </tbody> </table> | 基準年度の土地又は家屋 | 基準年度 | 当該土地又は家屋の基準年度の価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基準年度の土地又は家屋 | 基準年度 | 当該土地又は家屋の基準年度の価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tbody> <tr> <td>基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの</td> <td>第二年度</td> <td>当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格</td> </tr> </tbody> </table> | 基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第二年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第二年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tbody> <tr> <td>基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第三項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの</td> <td>第三年度</td> <td>当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格</td> </tr> </tbody> </table> | 基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第三項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第三項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第二年度の土地又は家屋</td> <td>第二年度</td> <td>当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格</td> </tr> </tbody> </table> | 第二年度の土地又は家屋 | 第二年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第二年度の土地又は家屋 | 第二年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第二年度の土地又は家屋で第三百四十九条第五項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの</td> <td>第三年度</td> <td>当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格</td> </tr> </tbody> </table> | 第二年度の土地又は家屋で第三百四十九条第五項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第二年度の土地又は家屋で第三百四十九条第五項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第三年度の土地又は家屋</td> <td>第三年度</td> <td>当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格</td> </tr> </tbody> </table> | 第三年度の土地又は家屋 | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三年度の土地又は家屋 | 第三年度 | 当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------------------|--|
| <p>法的 実施根拠</p> | <p>あり</p> |
| <p>根拠法令 抜粋</p> | <p>・ 地方税法 (固定資産税の納税義務者等) 第343条 固定資産税は、固定資産の所有者(質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。)に課する。 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。 3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。 4～10 略</p> <p>(固定資産の申告) 第383条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者(第389条第1項の規定によつて道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第742条第1項若しくは第3項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。)は、総務省令の定めるところによつて、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。</p> <p>・ 茅ヶ崎市市税条例 (固定資産税の納税義務者等) 第33条 固定資産税は、固定資産に対しその所有者(質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地についてはその質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。)に課する。 2 前項の所有者とは、法第343条の規定による所有者をいう。 3 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> |

| | |
|--------------------|---|
| <p>法的 実施根拠</p> | <p>あり</p> |
| <p>根拠法令 抜粋</p> | <p>・地方税法 (固定資産の価格等の決定等) 第410条 市町村長は、前条第4項に規定する評価調書を受理した場合においては、これに基づいて固定資産の価格等を毎年3月31日までに決定しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、4月1日以後に決定することができる。 2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産の価格等を決定した場合においては、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面を一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(固定資産の価格等の登録) 第411条 市町村長は、前条第1項の規定によつて固定資産の価格等を決定した場合においては、直ちに当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならない。 2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した場合においては、直ちに、その旨を公示しなければならない。 3 第2年度又は第3年度において基準年度の土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準について基準年度の価格による場合にあつては、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されている基準年度の価格をもつて第2年度又は第3年度において土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格とみなし、第3年度において基準年度の土地若しくは家屋又は第2年度の土地若しくは家屋に対して課する固定資産税の課税標準について比準価格による場合にあつては、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されている当該比準価格をもつて第3年度において土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された比準価格とみなす。</p> <p>・国有資産等所在市町村交付金法 (台帳価格等の通知) 第7条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該各省各庁の長が管理し、又は当該地方公共団体が所有する固定資産のうち第2条の規定によつて市町村交付金を交付すべきものについて、総務省令で定めるところにより、前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載され、又は記録された当該固定資産の価格その他交付金額の算定に関し必要な事項を前年の11月30日までに当該固定資産の所在地の市町村長に通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。</p> <p>(価格の修正の申出等) 第9条 市町村長は、当該市町村内に所在する各省各庁の長が管理し、又は地方公共団体が所有する固定資産で第2条の規定によつて市町村交付金を交付されるべきものについては、国有財産台帳等に価格が記載され若しくは記録されていないものがある場合又は国有財産台帳等に記載され若しくは記録された当該固定資産の価格若しくは前条の規定による通知に係る当該固定資産の価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の12月31日までに、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、その理由をつけて、交付金算定標準額の基礎とすべき価格として当該固定資産の価格を通知し、又は国有財産台帳等に記載され若しくは記録された当該固定資産の価格と異なる価格若しくは前条の規定による通知に係る固定資産の価格を修正した価格を交付金算定標準額の基礎とすべき価格として通知すべき旨を申し出ることができる。</p> <p>(交付金の請求) 第11条 市町村長は、総務省令で定めるところにより、国が所有する固定資産については当該固定資産を管理する各省各庁の長に、地方公共団体が所有する固定資産については当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、毎年4月30日までに、交付金交付請求書を送付するものとする。 2 前項の交付金交付請求書には、総務省令で定める様式により、固定資産の価格、当該固定資産に係る交付金算定標準額及び交付金額その他必要な事項を記載しなければならない。</p> |

| | |
|--------------------|---|
| <p>法的 実施根拠</p> | <p>あり</p> |
| <p>根拠法令 抜粋</p> | <p>・ 地方税法 (固定資産税の納税義務者等) 第343条 固定資産税は、固定資産の所有者(質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。)に課する。 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。 3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。 4～10 略</p> <p>・ 茅ヶ崎市市税条例 (固定資産税の納税義務者等) 第33条 固定資産税は、固定資産に対しその所有者(質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地についてはその質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。)に課する。 2 前項の所有者とは、法第343条の規定による所有者をいう。 3 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> |

| | |
|------------|-----------------------|
| 法的 実施根拠 | なし |
| 根拠法令 抜粋 | ・茅ヶ崎市固定資産税過誤納金補填金支払要綱 |

| | |
|--------------------|--|
| <p>法的 実施根拠</p> | <p>あり</p> |
| <p>根拠法令 抜粋</p> | <p>・地方税法 (固定資産課税台帳等の備付け) 第380条 市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない。 2 市町村は、総務省令で定めるところにより、前項の固定資産課税台帳の全部又は一部の備付けを電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本節において同じ。)の備付けをもつて行うことができる。 3 市町村は、第一項の固定資産課税台帳のほか、当該市町村の条例の定めるところによつて、地籍図、土地使用図、土壤分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料を備えて逐次これを整えなければならない。 (固定資産課税台帳の閲覧) 第382条の2 市町村長は、納税義務者その他の政令で定める者の求めに応じ、固定資産課税台帳のうちこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関する事項(総務省令で定める事項を除く。以下この項において同じ。)が記載(当該固定資産課税台帳の備付けが第380条第2項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、記録。次項、次条及び第394条において同じ。)をされている部分又はその写し(当該固定資産課税台帳の備付けが第380条第2項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、当該固定資産課税台帳に記録をされている事項を記載した書類。次項及び第387条第3項において同じ。)をこれらの者の閲覧に供しなければならない。 2 市町村長は、前項の規定により固定資産課税台帳又はその写しを閲覧に供する場合には、固定資産課税台帳に記載をされている事項を映像面に表示して閲覧に供することができる。 (固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付) 第382条の3 市町村長は、第20条の10の規定によるもののほか、政令で定める者の請求があつたときは、これらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関して固定資産課税台帳に記載をされている事項のうち政令で定めるものについての証明書を交付しなければならない。 (土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧) 第416条 市町村長は、固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるよう、毎年4月1日から、4月20日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、その指定する場所において、土地価格等縦覧帳簿又はその写し(当該土地価格等縦覧帳簿の作成が前条第2項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合に於ては、当該土地価格等縦覧帳簿に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。)を当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、かつ、家屋価格等縦覧帳簿又はその写し(当該家屋価格等縦覧帳簿の作成が前条第2項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合に於ては、当該家屋価格等縦覧帳簿に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。)を当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、4月2日以後の日から、当該日から20日を経過した日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間を縦覧期間とすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により土地価格等縦覧帳簿若しくはその写し又は家屋価格等縦覧帳簿若しくはその写しを当該市町村内に所在する土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する場合には、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿に記載(当該土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成が前条第2項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合に於ては、記録)をされている事項を映像面に表示して縦覧に供することができる。 3 市町村長は、第1項の縦覧の場所及び期間を、あらかじめ、公示しなければならない。 (道府県知事に対する固定資産の価格等の概要調書の送付) 第418条 市町村長は、第410条第1項の規定によつて固定資産の価格等を決定した場合又は第389条第2項の規定によつて固定資産の価格等を登録した場合においては、総務省令の定めるところによつて、その結果の概要調書を作成し、毎年4月中旬に、これを道府県知事に送付しなければならない。ただし、第410条第1項ただし書の規定により4月1日以後に決定した場合に於ては、その決定した日から1月以内に送付しなければならない。</p> |

| | |
|--------------------|---|
| <p>法的 実施根拠</p> | <p>あり</p> |
| <p>根拠法令 抜粋</p> | <p>・ 地方税法 (固定資産課税台帳等の備付け) 第380条 市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない。</p> <p>2 市町村は、総務省令で定めるところにより、前項の固定資産課税台帳の全部又は一部の備付けを電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本節において同じ。)の備付けをもつて行うことができる。</p> <p>3 市町村は、第1項の固定資産課税台帳のほか、当該市町村の条例の定めるところによつて、地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料を備えて逐次これを整えなければならない。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| <p>法的 実施根拠</p> | <p>あり</p> |
| <p>根拠法令 抜粋</p> | <p>・被災者生活再建支援法</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。</p> <p>二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯</p> <p>ロ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(口及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。)</p> <p>・災害対策基本法</p> <p>第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。</p> <p>2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> |

